

社会保障制度改革国民会議報告キーワード

【基本的考え方】

- 日本の社会保障は、社会保険方式が基本。
- 公費投入は低所得者の負担軽減等に充てるべき。
- すべての世代に安心感と納得感の得られる全世代型の社会保障に転換。
- 将来世代の負担をできる限り少なく。
- 「世代間の損得論」について、払った保険料と受給額のみをみるのは不適切。

【改革の方向性】

- 「1970年代モデル」から「21世紀（2025年）モデル」へ
- 年齢ではなく、負担能力に応じて負担し、支え合う仕組みへ
- 子ども・子育て支援は、未来への投資
- 地域づくりとしての医療・介護・福祉・子育て

【改革の内容（少子化対策）】

- すべての子どもの成長を温かく見守り、支えることのできる社会へ
- 子どもたちへの支援は、社会保障の持続可能性・経済成長を確かなものとし、日本社会の未来につながる。社会保障制度改革の基本。
- 子ども・子育て支援新制度（恒久財源の確保）は歴史的に大きな一歩。
- 女性の活躍は成長戦略の中核。新制度とワーク・ライフ・バランスを車の両輪に。
- 待機児童解消加速化プラン
- 人生の各段階のリスクをともに支え合い、子育てはもとより社会保障すべての分野において、若い世代の将来への不安を安心と希望に変えることが社会保障の役割・本質。社会保障はいずれの世代にとっても負担ではなく、今の困難を分かち合い、未来の社会に協力しあうためにある。

【改革の内容（医療・介護）】

- 「病院完結型」から、地域全体で治し、支える「地域完結型」へ
- 患者のニーズに適合した資源の効率的な利用。
- 緩やかなゲートキーパー機能を備えた「かかりつけ医」
- 急性期医療を中心に人的・物的資源を集中投入
- 受け皿となる地域の病床や在宅医療・介護を充実。川上から川下までのネットワーク化
- 病院機能報告制度。地域医療ビジョン。
- 国民健康保険の財政運営責任主体を都道府県に。都道府県と市町村の適切な役割分担。
- 競争よりも協調
- 「地域包括ケア計画」。地域支援事業の充実（在宅医療・介護連携、生活支援）
- 人生の最終段階における医療の在り方

【改革の内容（年金）】

- 2004年改革により対GDP比での年金給付は一定の水準。現行の制度は破綻していない。
- 長期的な持続可能性をより強固なものに
- 社会経済状況の変化に対応したセーフティネット機能を強化
- 負担も給付も所得に応じた形の年金制度は「一つの理想型」
- 現時点での政策選択は、現実的な制約（正確で公平な所得捕捉、保険料賦課ベースの統一等）下で実行可能な制度構築を図る観点から
- 被用者としての保障が必要な者への被用者保険の適用拡大
- 多段階免除等の積極活用
- 二段階のアプローチ
- 年金は私的扶養の代替
- 生涯を通じた所得喪失への対応といった「保険」機能を再認識
- 将来の生産の拡大こそが重要

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律

【法律の趣旨等】

- 社会保障制度改革国民会議の審議の結果等を踏まえ、「社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について」を閣議決定（平成25年8月21日）
- この骨子に基づき、「法制上の措置」として、社会保障制度改革の全体像・進め方を明示するものとして提出（平成25年12月5日成立、同13日公布・施行）

【法律の主な概要】

■ 講ずべき社会保障制度改革の措置等

受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、医療制度、介護保険制度等の改革について、①改革の検討項目、②改革の実施時期と関連法案の国会提出時期の目途を明らかにするもの

- **少子化対策**（既に成立した子ども・子育て関連法、待機児童解消加速化プランの着実な実施 等）
- **医療制度**（病床機能報告制度の創設・地域の医療提供体制の構想の策定等による病床機能の分化及び連携、国保の保険者・運営等の在り方の改革、後期高齢者支援金の全面総報酬割、70～74歳の患者負担・高額療養費の見直し、難病対策 等）
- **介護保険制度**（地域包括ケアの推進、予防給付の見直し、低所得者の介護保険料の軽減 等）
- **公的年金制度**（既に成立した年金関連法の着実な実施、マクロ経済スライドの在り方 等）

※ 医療サービスの提供体制、介護保険制度及び難病対策等については平成26年通常国会に、医療保険制度については平成27年通常国会に、必要な法律案を提出することを目指すものと規定。

■ 改革推進体制

上記の措置の円滑な実施を推進するとともに、引き続き、中長期的に受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度を確立するための検討等を行うため、関係閣僚からなる社会保障制度改革推進本部、有識者からなる社会保障制度改革推進会議を設置

■ 施行期日

公布の日（平成25年12月13日）（一部を除く。）

社会保障・税一体改革による社会保障の充実

※ 消費税引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向けてのこととなっており、基礎年金国庫負担割合の1/2への恒久的引上げ等*による社会保障の安定化のほか、以下の社会保障の充実を予定している。

子ども・子育て

○子ども・子育て支援の充実(待機児童の解消などの量的拡充と質の向上)

- ・子ども・子育て支援新制度の実施による、幼児教育・保育と地域の子ども・子育て支援の総合的推進・充実
 - ・「待機児童解消加速化プラン」の実施
 - ・新制度への円滑な移行を図るための保育緊急確保事業
 - ・社会的養護の充実
- など

0.7兆円程度

医療・介護

○医療・介護サービスの提供体制改革

①病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等

- ・病床の機能分化と連携を進め、発症から入院、回復期(リハビリ)、退院までの流れをスムーズにしておくことで、早期の在宅・社会復帰を可能にする。
- ・在宅医療・介護を推進し、地域での生活の継続を支える。
- ・医師、看護師等の医療従事者を確保する。

(新たな財政支援制度の創設、診療報酬に係る適切な対応の在り方の検討・必要な措置)

②地域包括ケアシステムの構築

介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らせるよう、介護・医療・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築するため、以下の取組を行う。

- i) 医療と介護の連携、ii) 生活支援・介護予防の基盤整備
 - iii) 認知症施策、iv) 地域の実情に応じた要支援者への支援の見直し
 - v) マンパワーの確保等
- など

○難病、小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の確立

○医療・介護保険制度の改革

①医療保険制度の財政基盤の安定化

- ・低所得者が多く加入する国民健康保険への財政支援の拡充(国民健康保険の保険者、運営等の在り方に関する改革の前提として行われる財政支援の拡充を含む)
- ・協会けんぽに対する国庫補助

②保険料に係る国民の負担に関する公平の確保

- ・国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充
- ・後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入

③保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等

- ・低所得者に配慮しつつ行う高額療養費の見直し
- ・医療提供施設相互間の機能の分担や在宅療養との公平の観点からの外来・入院に関する給付の見直し

④介護給付の重点化・効率化

- ・一定以上の所得を有する者の利用者負担の見直し

⑤介護保険の一号保険料の低所得者軽減強化

など

1.5兆円程度

※充実と重点化・効率化を併せて実施

年金

○現行制度の改善

- ・低所得高齢者・障害者等への福祉的給付
- ・受給資格期間の短縮
- ・遺族年金の父子家庭への拡大

0.6兆円程度

* 2017年度時点では、3.2兆円程度の見込み。

(注)上記の表は、消費税増収分を活用した社会保障の充実について、公費に影響のあるものについて整理したものである。

所要額(公費※)合計 = 2.8兆円程度

※ 消費税財源(平年度ベース) 6